業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
[2026 年 7 月 15 日開催　日本暗号資産等取引業協会]

１．国内外の情勢の動向を踏まえた対応について

○　本日は四点お願いをしたい。

まずは、社会的位置づけの高まりに応じた日本暗号資産等取引業協会の運営をお願いしたい、そのためには、５名の会員理事をはじめとする理事の方にどういったことが求められるのか、その在り方について、協会として整理し、関係者で共有いただきたい。

暗号資産交換業が、利用者保護を確保した上で健全に発展するには、協会の運営において、会員が建設的に意見をぶつけ合いながらも、業界として一枚岩となって協調していくことが不可欠である。そのため、協会運営をリードする理事には、知見や倫理観といった兼ね備えるべき要素があるはずである。今回のガバナンス改革を機に、会員理事を始めとする理事の在り方を整理し、会員はもとより、世の中から信頼される協会としていただきたい。

○　二点目は、自主規制機能の強化に向けた対応を加速していただきたい。

改正金商法の成立も見えてきた中、新理事・新委員長も決まった以上、各種委員会を早期に立ち上げ、機能させるなど、自主規制機能の強化を加速していただきたい。金融庁もしっかり伴走していきたいと考えており、課題などがあれば、忌憚なく金融庁に御相談いただきたい。

○　三点目は、フロンティア AI の登場を踏まえた、さらなるサイバーセキュリティ強化を進めていただきたい、ということである。

いわゆる「フロンティア AI」の発展に伴い、高度なサイバー攻撃の増加が懸念される中、金融庁では、2026 年５月 22 日、金融機関に求められる短期的な対応に関する要請を行った。

・　要請内容を踏まえ、各社において、迅速・適切なパッチ適用などの足元での対応を着実に進めていただくとともに、

・　金融分野のフロンティア AI 対応では、金融 ISAC が重要な役割を担っている。暗号資産交換業界において、このカウンターパートとなる組織としては JPCrypto-ISAC が考えられるが、同組織をはじめ、業界として「共

助」が適切に機能するよう大手社を中心に汗をかいてもらいたい。

○　最後に、暗号資産に関する利用者のリテラシー向上に取り組んでいただきたい。

金商法等の改正や、申告分離課税への税制改正などを経て、利用者の裾野は今後拡大していくことが見込まれる。他方、暗号資産を用いた詐欺被害は引き続き少なくない。

各社の取組に加えて、日本暗号資産等取引業協会においても、金融経済教育推進機構（J-FLEC）との連携強化・協働を手はじめに、利用者に対する啓発やリテラシー向上に率先して取り組んでいただきたい。

２．①暗号資産交換業等を取り巻く当面の課題等について

○　協会事務局の人材確保について、、理事や委員会の体制を強化いただいたが、自主規制機能の強化を加速するに当たり、これを担う事務局の人材確保は不可欠となる。

日本暗号資産等取引業協会では、既に人材確保に取り組まれていると承知しているが、改正法もにらみながら、セキュリティ監査や不公正取引の売買審査などの専門家を含め、必要な人材確保を進めていただきたい。

○　利用者保護の強化について。「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」の報告書では、「販売所」と「取引所」の２種類のサービスを提供する事業者において、「取引所」よりも収益性の高い「販売所」での取引を誘導しているのではないかとの懸念も指摘されている。

2024 年 11 月に施行された金融サービス提供法の改正により、暗号資産交換業者を含め、全金融事業者等に、「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して、誠実かつ公正に業務を遂行する義務」が導入されている。

「販売所」「取引所」の UI における導線をはじめとして、今後、どういった対応が顧客本位であるかなどについて、よく対話していきたい。あわせて、金商法の下で求められる自主規制規則の整備に際しては、適切な顧客への情報提供や適合性原則の在り方についても、しっかり議論していただきたい。

○　最後に、金融犯罪対策について。暗号資産を利用した詐欺被害防止やオンラインカジノに係る賭博事犯防止に向けた取組のほか、マネロン等の対策についても、引き続き、御対応願いたい。

２.②暗号資産交換業等におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針

○　次に、本年４月に公表した「暗号資産交換業等におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」の中で、金融庁として取り組むこととしている「公助」の取組について、その状況につき、二点御紹介する。

＜国際共同研究プロジェクト報告書の公表について＞

○　一点目は、国際共同研究プロジェクトの報告書についてである。2025 年度は、国外で発生した代表的なサイバー攻撃事例を取り上げ、攻撃手法やリスク、対応策等について分析を行った。

○　2026 年７月中に、報告書を金融庁ウェブサイトにて公表予定である。本報告書を御確認いただき、各事業者における自助の取組や協会における共助の取組の強化にぜひ御活用していただきたい。

＜TLPT 実証事業の実施について＞

○　二点目は、TLPT 実証事業について。金融庁では、「公助」の一環として、昨年度の補正予算に基づき、複数の暗号資産交換業者に対し、脅威ベースのペネトレーションテスト（TLPT）の実証事業を実施することとしている。

○　本事業では、複数の暗号資産交換業者に御協力いただき、委託先事業者により TLPT を実施し、御協力いただいた暗号資産交換業者へ還元するとともに、TLPT の有効性など、業界全体に共通する知見があれば、業界全体に還元していきたい。

○　今後、大手社を中心に複数の事業者に御協力いただけないか、御相談したい。業界全体のサイバーセキュリティ強化に資する観点から、是非とも力をお貸しいただきたい。

３．サイバーセキュリティに関する取組について

＜AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化について＞

○　いわゆる「フロンティア AI」は脆弱性の発見や高度な攻撃コードの生成に優れており、従来は発見が困難であった脆弱性が短期間に大量に発見され得ることに加え、脆弱性の発見から攻撃に至るまでの期間が大幅に短縮され得

ることが指摘されている。さらに、スキルの低い攻撃者がフロンティア AI を悪用することで、高度なサイバー攻撃が増加することが懸念されている。

○　2026 年４月 24 日、金融担当大臣主催の下、日本銀行総裁、国家サイバー統括室、3 メガバンク及び日本取引所グループのトップを出席者とする「AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化に関する官民連携会議」を開催した。また、５月 14 日には、金融業界と IT 企業、政府・日本銀行等が、AI 技術の進展による脅威について共通の理解を持ち対応を検討するため、実務者レベルの作業部会を開催した。

○　さらに、５月 22 日に日本銀行と連名で金融機関等に対して、フロンティア AI による脅威変化を踏まえた短期的な対応について、経営トップを含めた経営層の直接関与の下で取り組むよう要請した。発出から２か月程度が経過しており、まだ対策が進んでいない場合においては、「②優先的に対応すべきサービス／IT システムの特定」を速やかに実施した上で、当該サービス/IT システムに係るパッチ適用等の対応を迅速に進めることが期待される。

○　今後も、AI 技術は継続的に進展すると考えられるため、金融機関においては、従来型の対策の延長に止まることなく、攻撃者が AI を悪用することを前提に、防御の在り方そのものを見直す必要が生じている。具体的には、迅速な脆弱性情報の把握とパッチ適用、多層防御や監視・訓練の高度化等を進める必要があると考えられる。ただし、フロンティア AI の登場により従来の対策が全て無意味になるわけではなく、むしろこうした対応を効果的に行っていくための前提として、まずは基本的なサイバーセキュリティ対策を迅速かつ着実に実行していくことが不可欠となる。また、サイバー攻撃はあらゆる対策を講じても防ぎきれない可能性があることを前提に、事業継続計画（BCP）や緊急連絡体制を点検するとともに、サイバー攻撃の顕在化リスクが高まった場合における対応策等に関する意思決定プロセスをあらかじめ明確化しておくことが重要である。経営陣のリーダーシップの下で対応方針を検討し、その実行に必要なリソース（予算・人員）の確保を含め、主体的な関与をお願いしたい。

＜証券口座への不正アクセス・不正取引に係る事務ガイドラインの改正について＞

○　証券口座への不正アクセス・不正取引事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、2025 年７月には、フィッシング耐

性のある多要素認証の導入といった対策強化を要請した。今般、各業態の特性に応じて講ずべき対応を事務ガイドラインに反映するため、2026 年２月 27 日に改正版を公表した。

○　一部の暗号資産交換業者においては、フィッシングにより顧客が会員 ID やパスワードが盗まれ、不正な送金の被害が発生している。自社で発生していない場合であっても他人事とせず、対応可能な対策から順次速やかに対応いただきたい。

＜金融機関のサードパーティ・サイバーセキュリティリスク管理強化に関する調査報告書の公表について＞

○　2026 年４月３日に「金融機関のサードパーティ・サイバーセキュリティリスク管理強化に関する調査報告書」を公表した。重要性が高まっているサードパーティのサイバーセキュリティリスク管理について、米国・EU・英国の大手銀行及び大手保険会社における管理手法等を調査したもの。

○　各金融機関においては、本報告書等を参考に、サードパーティに係るリスク管理の高度化に取り組んでいただきたい。

（参考）サードパーティとは、自組織がサービスを提供するために、業務上の関係や　契約等を有する他の組織をいう（例：システム子会社やベンダー等の外部委託先、クラウド等のサービス提供事業者、資金移動業者等の業務提携先、API 連携先）

４．マネロン等及び金融犯罪対策に係る最近の動向

○　マネロン等及び金融犯罪対策については、法令やガイドライン等の改正を含めて留意すべき点が多いため、直近の動向をまとめて御紹介する。

＜「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2026 年７月）」の公表について＞

○　2026 年７月３日、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2026 年７月）」を公表した。

○　マネロン等対策については、2024 年３月末の態勢整備期限を過ぎて、ほぼ全ての金融機関において基礎的な態勢整備を完了しており、金融活動作業部

会（FATF）第５次対日相互審査も見据え、直面するリスクに応じて継続的に態勢を高度化することが重要である。金融庁も、2025 事務年度より検査等において各金融機関における有効性検証の取組状況を確認してきたところであり、本レポートでは確認された課題事例等について紹介している。

○　金融犯罪対策については、被害状況が年々、深刻な状況となっている中、金融機関においては、ほかの金融機関や警察との情報共有・連携が重要となっており、こうした連携に係る取組等について記載している。

○　各金融機関においては、本レポートも参考に、自らのマネロン等対策・金融犯罪対策の高度化に取り組んでいただきたい。

＜犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（対面の本人確認方法の見直し）＞

○　2026 年３月６日に犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、対面で写真付き本人確認書類の提示を受ける現行の方法につき、対象書類を IC チップ付きのものに限定するとともに、当該 IC チップの情報の読み取りを必須とすること、また、それ以外の確認方法は原則として廃止されることが決まった。

○　2025 年６月の非対面での本人確認方法に係る改正と同様に、2027 年４月１日の施行となるため、各金融機関においては、システム対応等を着実に進めていただきたい。

＜有効性検証の事例集更新について＞

○　金融機関が変化するマネロン等リスクに対して態勢を維持・高度化する取組である「有効性検証」については、実施に当たり、参考となる考え方や、金融機関における取組事例集を 2025 年３月に公表した。

○　公表から約１年が経過した中、金融機関における「有効性検証」の取組を更に促進するため、2026 年３月に、これまでに実施してきたモニタリング等で把握した預金取扱金融機関・暗号資産交換業者・資金移動業者等の事例を取組事例集に反映し、更新した。

○　金融機関においては、更新した事例集も参考に、引き続き「有効性検証」に取り組んでいただきたい。

＜マネロンガイドラインの改訂及び FAQ の公表について＞

○　マネロン等対策について、これまで、金融機関においては、マネロンガイドラインで対応が求められている事項について、2024 年３月末までに対応を完了させ、マネロン等リスク管理の基礎的な態勢を整備いただいた。

○　預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策強化や FATF 第５次審査のメソドロジー等、金融機関を取り巻く環境変化等を反映する形で、マネロンガイドライン及び FAQ を 2026 年３月に改訂し、公表した。

○　金融機関においては、改訂後のマネロンガイドライン及び FAQ も踏まえ、引き続き態勢の維持・高度化に取り組んでいただきたい。

５．2026 年６月 FATF プレナリー会合について

○　FATF は、2026 年６月 17 日から 19 日にかけて、プレナリー会合（総会）を開催した。主要な採択事項を３点御紹介する。

○　１点目は、2025 年６月に最終化されたクロスボーダー送金の透明性に関する改訂勧告 16 について、FATF6 月プレナリー会合にて、本改訂内容の詳細を説明したガイダンス案の市中協議実施が採決された。これを受け、６月 24 日から市中協議が開始された。今回の改訂は、技術的かつ複雑な論点が多く、ステークホルダーも多岐にわたることから、金融庁としても、金融機関等の御意見をよく伺いつつ、ガイダンス案の最終化や国内実施に向けた検討を進めていきたい。

○　２点目は、「DeFi に係る規制上の課題に関する報告書」の採択である。同報告書は、DeFi に関する ML/FT/PF リスクの特定、FATF 基準の適用可能性の明確化、好事例及び、官民への推奨事項などを提示している。また、暗号資産に関する FATF 基準（勧告 15）の実施状況や新たなリスク等について取り纏めた年次報告書も採択された。どちらの報告書も近く FATF により公表される予定なので、公表され次第御参照いただきたい。

○　３点目は、FATF の 2026 年-28 年におけるワークプログラムの採択である。FATF の注力分野には、リスクベース・アプローチ/監督の促進、暗号資産に関する勧告 15 の更なる実施促進、改訂勧告 16 ガイダンスの最終化と勧告 16 の実施促進、詐欺対策、官民・民民の情報共有が含まれている。

６．2026 年２月 13 日付け金融活動作業部会（FATF）声明に係る要請について

○　2026 年２月 11 日から 13 日の間に開催された FATF 全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択された。

○　同声明においては、北朝鮮及びイランを対抗措置の適用が要請される国・地域とし、ミャンマーを同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域としている。また、イランについては、今回から以下の対抗措置が追加された。

・　イランの金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの支店等の設置拒否

・　金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーによるイランにおける支店等の設置禁止

・　イラン又はイランに所在する者との事業関係若しくは暗号資産取引を含む金融取引のリスクに応じた制限

・　金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの新たなコルレス関係構築の禁止及び既存のコルレス関係のリスクに応じた見直しの実施

○　これを受け、2026 年４月 13 日、関係する金融機関・協会に対し、金融庁を含む関係省庁から、要請文（「令和８年２月 13 日付け FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」）を発出した。

○　同要請文においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務及び暗号資産の移転に係る通知義務の履行の徹底等を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

（以　上）